

広島県告示第五百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十一年六月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

尾道三原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市中之町六丁目一八三九番三地先から 三原市中之町二丁目四三七六番一地先まで		五・二〇〇 一・五〇		九八八・〇〇	
	一八・〇〇〇 一八・八〇〇			九八八・〇〇	拡幅